建築基準法四二条二項所定のいわゆる みなし道路の指定と抗告訴訟の対象

最高裁判決

道路局道路交通管理課 千木良 敦之

規定により同条一項の道路とみなされる道路 件通路部分に含まれる土地を所有する上告人が、 本件通路部分について、建築基準法四二条二項の (以下「本件通路部分」という。)に面し一部が本 本件は、第一審判決添付の物件目録記載の土地 议

はじめに

限違反による建物除却措置命令や建築確認等の行 政処分を通じて初めてその指定が現実具体的に個 に私権制限が生じるものではなく、 に当たるかも不明であり、告示自体によって直ち るものに過ぎず、具体的にどの道路がみなし道路 原審は、 に当たらないとして、原告の請求を認容したが、 事案である。本件の第一審は、その処分性を肯定 告人の処分が存在しないことの確認を求めている して本案の判断をし、本件通路部分はみなし道路 「みなし道路」という。)に指定する旨の被上 本件告示は一般的抽象的な基準を定立す 道路内建築制

> 概要を紹介する。 によるみなし道路指定も抗告訴訟の対象となる行 法として却下した。原告が上告受理申立て。 として、第一審判決を取り消し、本件訴えを不適 政処分に当たるとして、 決 のであるから、本件告示は行政処分に当たらない 人の権利義務に影響を及ぼすか否かが判然とする (平成一四年一月一七日) 破棄差戻しをした。以下 は、一括指定の方法

第一 事案の概要

路、 たらないとして、 答がされたため、本件通路部分はみなし道路に当 事に照会したところ、 築工事に先立ち、本件通路部分が建築基準法四二 部分の一部を所有する原告が、所有地上の建物建 条二項の規定する同条一項の道路とみなされる道 本件は、本件通路部分に面する土地及び同通路 いわゆるみなし道路に当たるか否かを建築主 同条二項の特定行政庁である被 みなし道路に当たる旨の回

> 存在確認)を求めた事案である。 道路指定処分が存在しないことの確認 告に対し、 本件通路部分について被告のみなし (処分不

第 2

訴訟の対象となる行政処分に当たるか否か。 一括指定の方法によるみなし道路指定が 抗

第 3

本件を大阪高等裁判所に差し戻す。 原判決を破棄する。

第 4

おりである。 原審の確定した事実関係の概要は、 次のと

町 示」という。)により、上記第三五一号の告 付け奈良県告示第三二七号 二項道路に指定し、同三七年十二月二八日 でいる幅員四m未満一・八m以上の道」を である昭和二五年一一月二三日以前から 建築基準法施行の際現に建築物が立ち並ん 三五一号により、「都市計画区域内において 告人は、 市計画区域に指定されていたところ、被上 本件通路部分を含む奈良県南葛城郡御 (現在の奈良県御所市)は、 同年二月二八日付け奈良県告示第 (以下「本件告 法の施行 所

m以上の道」を二項道路に指定した。示を廃止するとともに「幅員四m未満一・八

② 上告人が、前記所有地上の建物新築工事の② 上告人が、前記所有地上の建物新築工事の
の回答がされた。

原審は、上記事実関係の下で、本件告示は、包括的に一括して幅員四 m未満一・八 m以上の道を二項道路とすると定めたにとどまり、本件道を二項道路とすると定めたにとどまり、本件がして一般的抽象的な基準を定立するものにすがして一般的抽象的な基準を定立するものにすぎないのであって、これによって直ちに建築制限等の私権制限が生じるものでないから、抗告限等の私権制限が生じるものでないから、抗告限等の私権制限が生じるものでないから、抗告をないの対象となる行政処分に当たらないとし、本件訴えを不適法なものとして却下した。

し、その中心線から水平距離二mの線を道路は、その中心線から水平距離二mの線を道路に対立ち並んでいる幅員四m未満の道で、特定が立ち並んでいる幅員四m未満の道で、特定が立ち並んでいる幅員四m未満の道で、特定が立ち並んでいる幅員四m未満の道で、特定が立ち並んでいる幅員四m未満の道で、特定が立ち並んでいる幅員四m未満の道路とみない。その中心線から水平距離二mの線を道路

特定行政庁の指定は、同項の要件を満たして うべき市街地建築物法の建築線制度における 法でされることがある。同項の文言のみから うに、一定の条件に合致する道について一律 の境界とみなすものとしている。同条二項の 指定がされたが、このような指定方法自体が ること、現に法施行直後から多数の特定行政 る敷地上の既存建築物を救済する目的を有す 多数存在していた幅員四m 未満の道に面す たこと、同項の規定は法の適用時点において 庁の制定する細則による一括指定もされてい 行政官庁による指定建築線については行政官 は必ずしも明らかではないが、法の前身とい は、一括指定の方法をも予定しているか否か 法でされることがある一方で、本件告示のよ を二項道路に指定するいわゆる個別指定の方 いる道について、個別具体的に対象となる道 いるものと解することができる。 定の方法による特定行政庁の指定も許容して などを勘案すれば、同項はこのような一括指 法の運用上問題とされることもなかったこと 庁において一括指定の方法による二項道路の に二項道路に指定するいわゆる一括指定の方

あるが、これによって、法第三条の規定が適道を一括して二項道路として指定するもので本件告示は、幅員四m未満一・八m以上の

件告示の定める幅一・八m以上の条件に合致 立ち並んでいる幅員四m未満の道のうち、本 用されるに至った時点において現に建築物が 路の指定は、それが一括指定の方法でされた ととなり、そのような見解は相当とはいえな ないとする趣旨であれば、結局、本件告示の 直ちに私権制限が生じるものではない旨をい 定をするものではない本件告示自体によって 効果が生じるものと解される。原判決は、 定がされたこととなり、当該道につき指定の するものすべてについて二項道路としての指 ある。そうすると、特定行政庁による二項道 具体的な私権の制限を受けることになるので 変更又は廃止が制限される(法四五条) 内の建築等が制限され (法四四条)、私道の され、その敷地所有者は当該道路につき道路 うな指定の効果が及ぶ個々の道は二項道路と 定の効果が生じるものと解する以上、このよ い。そして、本件告示によって二項道路の指 による二項道路の指定がないことに帰するこ 定の方法による指定がない限り、 定める条件に合致する道であっても、個別指 た時点では二項道路の指定の効果が生じてい 定の土地について個別具体的に二項道路の指 しかしながら、それが、本件告示がされ 特定行政庁 等の 特

場合であっても、個別の土地についてその本

接影響を与えるものということができる。せるものであり、個人の権利義務に対して直来的な効果として具体的な私権制限を発生さ

大法による二項道路の指定も、抗告訴訟の対方法による二項道路の指定も、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たると解すべきである。て、本件告示による二項道路の指定の不存在て、本件告示による二項道路の指定の不存在で認を求めるもので、行政事件訴訟法三条四項にいう処分の存否の確認を求める抗告訴訟であり、同法三六条の要件を満たすものということができる。

一以上によれば、本件訴えは適法なものとすべきところ、これと異なる見解に立って本件訴えを不適法として却下した原判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。 原判決は破棄を免れない。そして、本案につい原判決は破棄を免れない。そして、本案につい原判決は破棄を免れない。そして、本案についに関するととする。

判示した最高裁判例はなかった。

兀

おわりに

おり判決する。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のと

の処分性については、これを明確に否定する見解いわゆる個別指定の方法によるみなし道路指定

判解平一〇・一七八等がある。)、また、この点を 恒年・判例地方自治一九六・五七、岩倉広修・行 三号、なお、本件の原判決の評釈としては、 分」裁判実務大系29、金子正史「二項道路に関 論じた学説等はそれほど多くなく(久保田浩史 下級審裁判例は多数存在するが、この点を明確に て、 三判昭五九・七・一七判例地方自治八・一〇一) 審静岡地判昭五六・九・一八行集三二・九・一六 三三・八・一六九○、本誌一○五○・五九(一 を明確に肯定した東京高判昭五七・八・二六行集 は見当たらず、裁判例としては個別指定の処分件 する二、三の法律上の問題」自治研究七八・二号、 ついては、これが行政処分であることを前提とし でも維持されている。一括指定の場合の処分性に 四〇も同旨)がある。なお、同判決は上告審(最 |建築基準法上の道路(二)「みなし道路指定処 処分の不存在確認訴訟につき本案判断をした 山村

以前に建築基準法四二条二項の指定としての有効以前に建築基準法四二条二項の指定としての有別に特定されていないことが、一括指定の方法自体をみなし道路の指定方法が、一括指定の方法自体をみなし道路の指定方法がないということになれば、その処分性を論ずるがないということになれば、その処分性を論ずるがないということになれば、その処分性を治してとして法がないということにない。

提にされるもので、これによって初めて私権制限定による建築制限等の効果が生じていることを前り一定の条件に合致する道についてみなし道路指定による建築制限等の効果が生じていることを前定自体は特定行政庁の行為としては完結的なもの定的体は特定行政庁の行為としては完結的なものによる建築制限等の行為としては完結的なものによる。

が具体化するものとはいえないと思われる。

本判決は、まず、法は一括指定の方法によるみなし道路指定も許容しており、本件告示により、信条二項の要件を満たす道のうち、告示の条件に合致する道すべてにつきみなし道路の指定がされたことになり、そうした道につき指定の効果が生じるとして、本件告示による一括指定の効果が生じるとして、本件告示による一括指定の効果が生める以上、その指定の効果が及ぶ個々の道につき、その本来的な効果として、みなし道路として道路内建築が制限され、私道の変更廃止が制限されるなどの具体的な私権の制限が及ぶことになるから、こうした一括指定も個人の権利義務に直接影ら、こうした一括指定も個人の権利義務に直接影ら、こうした一括指定も個人の権利義務に直接影ら、こうした一括指定も個人の権利義務に直接影ら、こうした一括指定も個人の権利義務に直接影ら、こうした一括指定も個人の権利義務に直接影響を与えるものとして、抗告訴訟のである。

て、本件訴えは適法な訴えであるとしている。いるが、本判決は、同法三六条の要件を満たすとし分の存否の確認を求める抗告訴訟として提起されてまた、本件訴えは、行政事件訴訟法三条四項の処また、本件訴えは、行政事件訴訟法三条四項の処